

みんなに安心 預金保険制度

お知らせ

預金保険制度により、
決済用預金※（当座預金や利息の
付かない普通預金などは、
全額保護されます。

※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。この預金が決済用預金に該当するかについては、各金融機関にご確認下さい。

定期預金や利息付きの

普通預金などは、金融機関毎に

預金者1人当たり、

元本1,000万円までと

その利息等が保護されます。

（それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることがあります（部カットされることがあります）。）

預金保険制度の 対象となっている金融機関

- 銀行（日本国内に本店のあるもの）
- 信用金庫
- 信金中央金庫
- 信用組合
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫
- 労働金庫連合会
- 株式会社商工組合中央金庫

※株式会社ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関です。

預金保険制度についてのご質問等は
預金保険機構もしくは最寄りの財務局まで。

預金保険機構	tel. 03 (3212) 6030
北海道財務局	tel. 011 (709) 2311
東北財務局	tel. 022 (263) 1111
関東財務局	tel. 048 (600) 1146
北陸財務局	tel. 076 (292) 7853
東海財務局	tel. 052 (951) 2490
近畿財務局	tel. 06 (6949) 6521
中国財務局	tel. 082 (221) 9221
四国財務局	tel. 087 (831) 2131
九州財務局	tel. 096 (353) 6351
福岡財務支局	tel. 092 (411) 7281
沖縄総合事務局	tel. 098 (866) 0095
金融庁	tel. 03 (3506) 6000

金融庁・預金保険機構

<<http://www.fsa.go.jp>>

<<http://www.dic.go.jp>>

